# 令和７年第７回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

| | | | |
|---|---|---|---|
| 開催日・場所 | 令和７年７月２８日（月）　鶴ヶ島市農業交流センター　研修室 | | |
| 開　会　時　刻 | 午前　９時５４分 | 宣 告 者 | 議長（会長）　町田　弘之 |
| 閉　会　時　刻 | 午前１０時４０分 | 宣 告 者 | 議長（会長）　町田　弘之 |
| 議　　長 | 会長　町田　弘之 | | |

委員の出席状況

| 農業委員 | | | 農地利用最適化推進委員 | |
|---|---|---|---|---|
| 議席番号 | 氏　名 | 出欠席 | 氏　名 | 出欠席 |
| １ | 沼　田　　富　子 | 出席 | 髙　沢　　健　二 | 出席 |
| ２ | 岡　野　　と し 子 | 出席 | 小　川　　清　志 | 出席 |
| ３ | 比 留 間　　正 道 | 出席 | 吉　澤　　弘　次 | 出席 |
| ４ | 須　藤　　良　春 | 出席 | 新　井　　一　三 | 出席 |
| ５ | 町　田　　弘　之 | 出席 | 瀧　島　　誠 | 出席 |
| ６ | 沼　倉　　裕　之 | 出席 | | |
| ７ | 小 川　　佐 智 恵 | 出席 | | |
| ８ | 長 谷 川　　正 博 | 出席 | | |
| ９ | 新　井　　正　美 | 出席 | | |

| 総会に出席を求めた者 | 事務局の出席状況 | |
|---|---|---|
| | 職　　名 | 氏　名 |
| なし | 事 務 局 長 | 小 久 保　　輝 彦 |
| | 次　　長 | 遠　藤　　俊　一 |
| | 主　　任 | 岩　波　　圭　介 |

議事の日程

日程第１　　議事録署名委員の指名について
日程第２　　議案第１９号　農地法第３条の規定による許可について
日程第３　　議案第２０号　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見具申について
日程第４　　議案第２１号　農地等の利用の最適化施策に関する意見について
日程第５　　報告第　７号　報告事項について
日程第６　　その他

| 議事（担当） | | 内容 |
|---|---|---|
| 開会 | 議長 | 農業委員９名中９名が出席し、法に定める定足数に達しており本総会は成立します。<br>なお、農地利用最適化推進委員５名中５名が出席しております。<br>これより令和７年第７回農業委員会総会を開会します。 |
| 日程第１ | 議長 | 議事録署名委員の指名について<br>議席番号８番　長谷川　正博　委員<br>議席番号９番　新井　正美　　委員<br>を指名します。 |
| 日程第２ | 議長 | 議案第１９号<br>「農地法第３条の規定による許可について」を議題といたします。<br>事務局より説明願います。 |
| | 事務局 | 申請地は、鶴ヶ島市大橋市民センターの西約１２０メートルに位置する第２種農地で、農業振興地域の農用地に指定されています。<br>譲受人の状況を説明いたします。<br>世帯員等の経営農地の状況は、所有地が鶴ヶ島市に畑で１０００㎡、借入地が坂戸市に畑で２５０４㎡あり、適正に管理されている状況です。<br>農作業の従事状況は、譲受人が２１０日、そのほかに妻と長男が従事しているとのことです。<br>また、周辺地域との関係では、「農薬の使用方法について地域の基準に従う、地域での話合い活動に積極的に参加する、獣害被害対策に協力する」とのことです。<br>栗の栽培技術については、本格的に営農を始めてからも様々な機会を通じて習得を続けており、茨城県でトップクラスの収穫量を誇っている農業者にも継続して指導を受けています。直近では、今年の１月に日高市の栗組合で手入れ方法 |

| | | |
|---|---|---|
| | | の講習会があり、参加して技術指導を受け、以後も継続して栗栽培の指導を受けています。<br>　営農計画に基づいて経営農地の拡大を実行していますが、計画通りの拡大には至っていなかったため、農地を探していました。<br>　本申請地は、所有者が６５歳となり、遠方に住んでいるため農地として継続使用することが非常に困難となっており、売却をしたいと考えていた土地です。また、譲受人の自宅から約５０ｍの場所にあり、とても使いやすい場所です。<br>　農地の紹介が他にも数件ありましたが、採算に見合う金額ではないため、断念していました。本申請地は自宅の近隣にあり、納得できる金額のため、共同で農作業に従事する息子と話し合い、購入することにしたとのことです。 |
| | 議長 | 　次に担当する農業委員から説明をお願いします。 |
| | 農業委員 | 　譲受人に、確認した内容を報告します。<br>　本申請内容に間違いがないことを確認しました。<br>　申請の理由は、事務局の説明のとおりです。 |
| | 議長 | 　担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。 |
| | 推進委員 | 　譲渡人に確認した内容を報告します。<br>　本申請内容に間違いがないことを確認しました。<br>　申請の理由は、事務局の説明のとおりです。 |
| | 議長 | 　出席委員からの質問、意見等を求めます。<br>　質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。 |
| | 農業委員 | 　申請者の長男は、専業として農業に従事しているのか。 |
| | 事務局 | 　現在、申請者の長男は整体業を営んでおり、農業とは兼業の形で関わっていますが、将来的には農業に専念する意向があることを確認しております。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 議長 | その他質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。<br><br>（質問・意見なし）<br><br>特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。<br>本件について、「許可」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。<br><br>（挙手全員）<br><br>挙手全員のため、本件につきましては、「許可」とすることに決定しました。 |
| 日程第３ | 議長 | 議案第２０号<br>「農地法第５条の規定による許可申請に対する意見具申について」を議題といたします。<br>１番について、事務局より説明願います。 |
| | 事務局 | 申請地は、鶴ヶ島市立藤中学校の北約１４０メートルに位置する第３種農地で、農業振興地域の農用地には当初から指定されていません。<br>譲受人は、東松山市の賃貸アパートに妻とこどもの合計３人で生活していますが、家財道具が増えて部屋が手狭になったことから自己用住宅の建築を計画しました。<br>建築の条件として、お互いの勤務先へのアクセスや実家に近い場所を探していました。<br>本申請地であれば、現在の勤務先がある譲受人の川越市、妻の鶴ヶ島市まで、現在の住居よりも通勤時間が短くなります。<br>譲受人の実家は秩父郡長瀞町にあり電車を利用することを考えていますが、若葉駅まで徒歩で向かうことができます。また、妻の実家がある川越市には自動車を利用して１０分程度で行き来でき、育児の援助を得られやすいと考えました。<br>市街化区域や市街化調整区域の農地以外の土地も検討しま |

| | | |
|---|---|---|
| | | したが、希望の建物配置が難しいことや前面道路が狭く危険なことから断念しました。 |
| | 議長 | 次に担当する農業委員から説明をお願いします。 |
| | 農業委員 | 譲受人に、確認した内容を報告します。<br>本申請内容に間違いがないことを確認しました。<br>申請の理由は、事務局の説明のとおりです。 |
| | 議長 | 担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。 |
| | 推進委員 | 譲渡人に確認した内容を報告します。<br>本申請内容に間違いがないことを確認しました。<br>申請の理由は、事務局の説明のとおりです。 |
| | 議長 | 出席委員からの質問、意見等を求めます。<br>質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。<br><br>（質問・意見なし） |
| | 議長 | 特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。<br>本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。<br><br>（挙手全員） |
| | 議長 | 挙手全員のため、本件につきましては、「許可相当」とすることに決定しました。<br>２番について、事務局より説明願います。 |
| | 事務局 | 申請地は、鶴ヶ島市立南中学校の北西約７１０メートルに位置する第１種農地で、農業振興地域の農用地には当初から指定されていません。<br>借受人は、東京都東久留米市の戸建て住宅に夫婦と長男の３人で生活をしていますが、公共移転により住み替えざるを |

| | | |
|---|---|---|
| | | 得ないことになりました。<br>　自然豊かな環境で生活したいと考えると同時に、高齢になる妻の両親の介護等も見据えて、現在住んでいる家は売却し、住み替えることとしました。<br>　建築の条件として、妻の両親の近所であること、希望する住宅と庭が配置できること、長女や次男の家族が訪問に来る際に利用する駐車場が確保できることとしました。<br>　妻の両親が鶴ヶ島市にいるため、周辺地域の市街化区域や市街化調整区域の農地以外の土地も検討しましたが、希望の広さを確保できなかったり、土地の形状が不便であったりしたため、断念しました。<br>　建築できる土地がなかなか見つからない中、妻の父から所有地である本申請地を紹介され、使用する承諾を得ることができました。<br>　妻の父がほかに所有する土地で建築に適した土地はありませんでした。 |
| | 議長 | 次に担当する農業委員から説明をお願いします。 |
| | 農業委員 | 借受人に、確認した内容を報告します。<br>本申請内容に間違いがないことを確認しました。<br>申請の理由は、事務局の説明のとおりです。 |
| | 議長 | 担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。 |
| | 推進委員 | 貸付人に確認した内容を報告します。<br>本申請内容に間違いがないことを確認しました。<br>申請の理由は、事務局の説明のとおりです。 |
| | 議長 | 出席委員からの質問、意見等を求めます。<br>質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。<br><br>（質問・意見なし） |
| | 議長 | 特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。<br><br>（挙手全員） |
| | 議長 | 挙手全員のため、本件につきましては、「許可相当」とすることに決定しました。<br>３番について、事務局より説明願います。 |
| | 事務局 | 申請地は、埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校の西約１００メートルに位置する第１種農地で、農業振興地域の農用地に指定されていましたが、令和７年５月１６日に除外されています。<br>申請人は川越市の賃貸アパートに妻とこども２人の合計４人で生活していますが、こどもの成長に伴い手狭になったことから自己用住宅の建築を計画しました。<br>妻はこどもが小さいため現在は働いていませんが、近い将来に夫婦共働きすることを考えており、こどもの面倒を両親に見てもらえることや、将来的に両親の介護等を考えたときに非常に利便性が良いため、実家に近い本申請地で建築することを計画しました。<br>市街化区域や市街化調整区域の農地以外の土地も検討しましたが、希望に沿う土地が見つからないことから断念しました。 |
| | 議長 | 次に担当する農業委員から説明をお願いします。 |
| | 農業委員 | 借受人・譲受人に、確認した内容を報告します。<br>本申請内容に間違いがないことを確認しました。<br>申請の理由は、事務局の説明のとおりです。 |
| | 議長 | 担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。 |
| | 推進委員 | 貸付人・譲渡人に確認した内容を報告します。<br>本申請内容に間違いがないことを確認しました。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。 |
| | 議長 | 出席委員からの質問、意見等を求めます。<br>質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。<br><br>（質問・意見なし） |
| | 議長 | 特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。<br>本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。<br><br>（挙手全員） |
| | 議長 | 挙手全員のため、本件につきましては、「許可相当」とすることに決定しました。<br>４番について、事務局より説明願います。 |
| | 事務局 | 申請地は、鶴ヶ島市立富士見中学校の南東約２００メートルに位置する第２種農地で、農業振興地域の農用地には当初から指定されていません。<br>借受人は、調剤薬局を経営する法人です。<br>申請地に隣接する医療機関からの要望を受けたため、調剤薬局を開設する計画を立てました。<br>現在の医療体制としては、病院内で薬を提供する医院はほとんどなく、隣接の調剤薬局に任せることが多くなっています。<br>しかし、当該医療機関では現在、自前で院内において薬の調合をして患者に提供しており、これが手間となっています。このため、今後は診療に専念するために近接地に調剤薬局が必要であるとの意向です。<br>当該医療機関に隣接する他の土地や近隣地域も検討しましたが、相手方から断られたため、断念しました。<br>申請地は、接続道路から２ｍ程度の高低差があるため、スロープで歩行者が通行できるようにしますが、患者は当該医療機関の敷地から出入りすることがほとんどであると考えています。また、患者は当該医療機関の駐車場を利用すること |

| | | |
|---|---|---|
| | | を想定しているため、３台分の駐車場は、従業員用の２台と患者用の１台として利用する計画です。 |
| | 議長 | 次に担当する農業委員から説明をお願いします。 |
| | 農業委員 | 借受人に、確認した内容を報告します。<br>本申請内容に間違いがないことを確認しました。<br>申請の理由は、事務局の説明のとおりです。 |
| | 議長 | 担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。 |
| | 推進委員 | 貸付人に確認した内容を報告します。<br>本申請内容に間違いがないことを確認しました。<br>申請の理由は、事務局の説明のとおりです。 |
| | 議長 | 出席委員からの質問、意見等を求めます。<br>質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。 |
| | 農業委員 | なぜ今回のような形で土地を分筆したのか。 |
| | 事務局 | 建物建築に必要な面積と接道を確保しつつ、接道可能な道路に沿って自動車の駐車スペースを確保する計画となっています。分筆の形状は、合理的に設計されたものと考えます。 |
| | 農業委員 | 今後、残された農地の管理はどのように行われるのか。 |
| | 事務局 | 地形的に高低差が大きく、農機具の搬入が困難ですが、農地であるため、貸付人のご子息へは継続して管理するようお願いしています。将来的には農地転用を検討しており、住宅用地としての利用も視野に入れているようです。 |
| | 議長 | その他質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。<br><br>（質問・意見なし） |

| | | |
|---|---|---|
| | 議長 | 特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。<br>本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。<br><br>（挙手全員）<br><br>議長　挙手全員のため、本件につきましては、「許可相当」とすることに決定しました。 |
| 日程第４ | 議長 | 議案第２１号　「農地等の利用の最適化施策に関する意見について」を議題といたします。<br>事務局より、説明をお願いします。 |
| | 事務局 | 市長へ提出を予定している「農地等の利用の最適化施策に関する意見書（案)」について、事務局よりご説明申し上げます。<br>まず、本意見書の法的な位置づけについてご説明いたします。<br>この意見書は、「農業委員会等に関する法律」第 38 条第１項の規定に基づき、農業委員会が農地等の利用の最適化を推進する施策について、必要があると認める場合に、関係行政機関に対してその改善に関する具体的な意見を提出することが義務付けられているものです。提出後は、市が農業施策の立案・実施にあたって、当委員会からの意見を十分に考慮することが、同法第 38 条第２項により定められております。<br>来年度の予算編成に向けて、効果的なタイミングで意見書を提出できるよう、準備を進めてまいりました。<br><br>議案書をもとに、説明します。<br>議案第２１号別添資料をご覧ください。<br><br>今回の意見書（案）は、昨年の意見書を踏まえつつ、委員の皆様からいただいた新たなご意見と継続的な課題を整理し、以下の５つの柱に分類して構成しております。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | １．農地の利活用促進に関する施策<br>　高齢化や離農の進行により増加している未利用農地に対応するため、農地情報の「見える化」や、農業法人・新規就農者とのマッチング支援の強化を市に要望するものです。<br>　市民農園の需要増加に対応し、設置に対する補助制度の拡充を求めたいと考えています。<br>　地域のつながりが希薄化する中、祭りや寄合などの地域行事への支援を通じて、農地保全の基盤を再構築する必要があると考え、支援制度の創設・拡充を要望する方針です。<br>　農地の無断転用や放置を防ぐため、制度周知の看板設置など、現地での啓発活動の強化を市に働きかけたいと考えています。<br><br>２．担い手の確保・育成に関する施策<br>　新規就農希望者の減少に対応するため、研修用農地の確保、指導農家の育成、資金支援制度の導入など、受け入れ体制の整備を市に要望するものです。<br>　農業に関心のある市民が参加しやすくなるよう、「農業サポーター制度」の創設と情報提供の仕組みづくりを求めたいと考えています。<br>　農福連携の推進についても、農業法人や福祉施設への支援を通じて、就労機会の創出と受け入れ体制の整備を市にお願いしたいと考えています。<br><br>３．次世代育成と教育に関する施策<br>　小中学校での農業体験授業の実施を促進するため、地元農家との連携支援を含めた取り組みを市に働きかける方針です。<br><br>４．環境・資源の有効活用に関する施策<br>　規格外野菜の有効活用を進めるため、直売所での販売制度の見直しや公共調達での活用、消費者への広報活動の強化を市に要望するものです。<br>　農地の景観や健康・観光資源としての価値を活かすため、農道や水路の整備、緑肥植物の配布などの支援を求めたいと |

| | | |
|---|---|---|
| | | 考えています。<br><br>５．農業経営の安定化に関する施策<br>「つるの駅構想」において、地元農産物の販売スペースの確保や優先的な取り扱いを通じて、販路の安定化を市に要望する予定です。<br>遊休農地の再整備に向けて、農地の集約・整形化を進めるための地域計画の策定と基盤整備の支援を求めたいと考えています。<br>資材や肥料の価格高騰に対応するため、国・県の補助制度の充実に加え、市独自の支援策の検討を要望する方針です。<br><br>以上が、今回の意見書の主な内容です。<br>なお、意見書案はすでに委員の皆さまからのご意見をもとに整理・構成済みであり、本日以降は内容の大幅な修正は行わない方針です。どうぞご理解のほど、よろしくお願いいたします。 |
| | 議長 | 出席委員からの質問、意見等を求めます。<br>質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。 |
| | 農業委員 | 小中学校での農業体験のようなものを考えていますか。最近は受け入れてくれる学校が少ないようですが、ぜひこどもたちに体験してもらいたいと思っています。 |
| | 事務局 | 県からの資材提供を受け、学校単位で「学校ファーム」を進めています。13 校中 12 校が取り組んでいる状況です。<br>また、青少年健全育成の一環として、農業体験を行っている例も把握しています。今後さらに体験の場が広がるよう要望いたします。 |
| | 農業委員 | 「つるの駅構想」の進捗状況について、何か分かっていることはありますか。 |
| | 事務局 | 現在、様々な事情により調整に時間がかかっています。<br>計画は停止しているわけではなく、現在も調整を続けてい |

| | | |
|---|---|---|
| | | ます。<br>　また、農産物の直売機能なども検討されていますが、集荷には市内の関係者との協力や調整が必要です。<br>　企業との連携についても模索中で、過去に複数の業者が関わりましたが、マッチングには時間がかかっている状況です。 |
| | 農業委員 | 　環境資源の活用の中で、こども食堂的な取り組みはありますか。 |
| | 事務局 | 　具体的な数量等は把握していませんが、直売所の余剰野菜がこども食堂を運営するＮＰＯ法人へ提供されており、地域福祉との連携が進められています。 |
| | 議長 | 　その他質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。<br>（質問・意見なし） |
| | 議長 | 　特段ないので質疑を終了し、採決を行います。<br>　本件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。<br>（挙手全員） |
| | 議長 | 　挙手全員のため、本件は、原案のとおり決定しました。<br>　なお、意見書につきましては、前回と同様、市長に直接お渡ししたいと考えています。事務局では、日程はどのように考えていますか。 |
| | 事務局 | （日程について説明） |
| | 議長 | 　ご都合があえば、各委員のご出席をお願いします。 |
| 日程第５ | 議長 | 　報告第７号　「報告事項について」を議題といたします。<br>　事務局より、説明（報告）をお願いします。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 事務局 | 議案書をもとに、説明（報告）します。<br>・農地法第２章第１節の許可及び不許可の状況<br>令和７年第５回総会における審議案件　１件<br>令和７年第６回総会における審議案件　５件<br>・農地法第５条の規定による許可の取消申出について<br>なし<br>・農地法第４条の転用届出専決処分　なし<br>・農地法第５条の転用届出専決処分　２件<br>・農地法施行規則第２９条第１号に基づく届出　なし<br>・農地改良等に係る届出　なし<br>・諸証明の発行　３通 |
| | 議長 | 出席委員からの質問、意見等を求めます。<br>質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。<br><br>（質問・意見等なし） |
| | 議長 | 特段ないので質疑を終了し、採決を行います。<br>本件について、「承認」することに賛成する委員の挙手を求めます。<br><br>（挙手全員） |
| | 議長 | 挙手全員のため、「承認」することに決定しました。 |
| 議事録の署名 | 議長 | それでは、事務局より、議事録の報告をお願いします。 |
| | 事務局 | 本日の総会議事録を読み上げ、報告を行い、議事録の署名を求める。<br>議長及び議事録署名委員（２名）の３名が署名する。 |
| 閉会 | 議長 | 以上をもって、令和７年第７回農業委員会総会を閉会します。 |